明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働六五）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六六
特殊法人等
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所平成三十事業年度財務諸表、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分、型式適合認定関係　一〇〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　一〇五
会社その他
会社決算公告　一〇八

省令

○厚生労働省令第六十五号

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第九号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十六条の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月二十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。